

マイナンバー制度により、個人に「個人番号」が付番され、通知されます。通知は、平成27年10月以降、「通知カード」の郵送により行われます。市区町村から住民票の住所に転送不可の信書便で郵送される予定です。

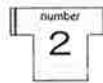
付番の対象は、日本国内に住民票を有する者全員です。1人1番号、唯一無二の個人番号が付番されます。住民記帳台帳法により、3カ月以上滞在する外国人は住民登録をする必要がありますので、長期在留者や特別永住者等も

### 個人番号

付番の対象となります。

# マキシマム 制度の概要

税理士  
宮本 雄司



#### 住民票の住所に郵送で通知

## 預貯金や医療分野での利用も検討

労働、福祉・医療・その他)、税及び災害対策の3分野に限定されています。個人番号を利用できる者と利用できる事務内容が番号法の別表第一に列挙されており、ここに列挙されている範囲外では個人番号は利用できません。

社会保障の分野では、年金の資格取得、ハローワークの事務、雇用保険法による失業等給付、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付及び生活保護等に利用されます。税の分野では、税務当局に提出する確定申告書、届出書及び法定調書等への番号の記載並びに税務当局の内部事務等に利用されます。災害対策の分野では、被災者生活再建支援金の支給及び被災者台帳の作成事務等に利用されます。

この他、社会保障、地方税災害対策に関する事務その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務を利用されます。

番号の利用により所得捕捉の精度が向上します。例えば離れて暮らす両親を兄弟そぞれが二重に扶養親族としているケース、子のアルバイト収入が金額基準を超えているにも関わらず親が子を扶養親族としているケースのような非違事例の場合、番号を利用した名寄せや突合により適正な課税を行うことが容易になります。

番号法附則では、施行後3年を目途として個人番号の利用等について検討し、所要の措置を講ずるとされていました。公共性が高く、情報連携

によるメリットが大きい分野から順に、利用範囲が拡大される可能性があります。

預貯金に対する付番について法整備が進められていました。社会保障の資力調査や給付業務調査の際、その実効性を高めるために、番号を利用した照会が検討されています。

戸籍に関する事務が情報連携の対象となれば、戸籍を添付しなければならない手続、例えば、相続税の申告や贈与税の配偶者控除の特例等を受ける際に、その添付が必要となります。

医療・介護・健康情報の管理等の分野での番号の利用も検討されています。医療機関等が連携することにより、二重検査や二重投薬がなくなり、医療費の削減にもなります。